

第 8 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和3年2月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年2月24日(水曜日)

午前9時57分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第18号)

議案第10号 令和2年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 令和2年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

議案第20号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第21号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第22号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第23号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第97号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第98号 専決処分の報告及び承認について

議案第100号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

報告事項

①熊本県地域公共交通計画及び路線バス事業者の共同経営について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 松 村 秀 逸

委員 吉 永 和 世

委員 坂 田 孝 志

委員 西 聖 一

委員 山 本 伸 裕

委員 高 島 和 男

委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

議長 池 田 和 貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 白 石 伸 一

政策審議監 倉 光 麻里子

危機管理監 厚 地 昭 仁

政策調整監 津 川 知 博

秘書グループ課長 上 田 哲 也

広報グループ課長 本 田 敦 美

くまモングループ課長 浦 田 美 紀

危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部長 山 本 倫 彦

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 宮 本 正

総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英

総務私学局長 手 島 伸 介

人事課長 城 内 智 昭

財政課長 梅 川 日出樹

県政情報文書課長 楯 本 亮 太

総務厚生課長 中 川 浩 徳

財産経営課長 永 江 昌 二

私学振興課長 市 川 弘 人

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘

消防保安課長 橋 本 誠 也

税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部長 高 橋 太 朗

理事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水谷 孝司
 政策審議監
 兼地域・文化振興局長 野尾 晴一朗
 交通政策・情報局長 内田 清之
 土木技術審議監 亀崎 直隆
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 阪本 清貴
 統計調査課長 中村 誠希
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池永 淳一
 首席審議員兼文化企画・
 世界遺産推進課長 内藤 美恵
 政策監兼
 川辺川ダム総合対策課長 福原 彰宏
 交通政策課長 小川 剛史
 情報政策課長 椎場 泰三
 出納局
 会計管理者兼出納局長 本田 充郎
 会計課長 村上 勲
 管理調達課長 中川 博文
 人事委員会事務局
 局長 青木 政俊
 公務員課長 工藤 真裕
 監査委員事務局
 局長 富永 章子
 監査監 林田 孝二
 議会事務局
 局長 吉永 明彦
 次長兼総務課長 横尾 徹也
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 東 敬二

事務局職員出席者
 議事課主幹 若杉 美穂
 政務調査課主幹 植田 晃史

午前9時57分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから、第8回

総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、知事公室及び総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○山本総務部長 それでは、着座にて失礼いたします。

今回提案しております議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号、第100号でございます。国の3次補正予算に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化関連の予算を中心に計上してございます。

この結果、補正後の一般会計予算額は、1兆1,249億円となります。

このほか、感染症対策に係る12月、1月、2月に行った補正予算の専決処分の報告、承認などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては、財政課長から、また、予算の詳細な内容、条例等議案につきましては、各課長からそれぞれ簡潔に御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いします。

まず、上段の12月補正予算は、12月18日と12月29日に専決させていただいたもので、議案第20号と第21号の2件を併せて記載しております。

内容は、独り親世帯への給付金2億2,200万円と、熊本市中心部の飲食店への営業時間短縮要請に伴う事業者支援18億9,400万円でございます。

次に、下段の1月補正予算は、1月11日と1月15日に専決させていただいたもので、議案第22号と第23号の2件でございます。

内容としては、宿泊施設を活用した療養環境の整備経費9億円や、ワクチン接種体制の整備経費1,900万円、営業時間短縮要請の期間延長、さらには県独自の緊急事態宣言の発令に伴いまして、対象地域を県内全域へ拡大したことに伴う予算として151億9,600万円を予算化しております。

2ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算について御説明します。

2月補正予算は、県独自の緊急事態宣言の延長に伴い、2月5日に専決をさせていただきました議案第97号と、今定例会で御審議いただく議案第1号及び第100号の3件を併せて記載しております。

主な内容としては、(1)国補正分として、①新型コロナウイルス感染症への対応や、②防災・減災、国土強靱化など、国の第3次補正予算に対応した予算を計上しております。また、(2)通常分として、現年発生河川等補

助災害復旧費や教育情報化推進事業のほか、今後の執行見込みの精査による減額などを計上しております。

おめくりいただきまして、3ページをお願いします。

12月補正から2月補正までを含めると、補正後の予算規模は、1兆1,248億6,200万円となります。

表は、一般会計のほか、特別会計及び企業会計の補正予算の内訳を記載しております。こちらについては、所管の常任委員会でそれぞれ御審議いただきます。

4ページをお願いいたします。

参考1、参考2としまして、令和2年7月豪雨災害及び感染症への対応に係る予算の累計額を記載しております。

おめくりいただきまして、5ページと6ページが歳入予算の内訳となります。

また、7ページ、8ページが歳出予算の内訳でございます。歳入予算、歳出予算ともに今年度の最終見込額に応じた補正を行っております。

補正予算の概要については以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から説明に入りますが、まず、人事課長に各課共通の職員給与費について説明を求めた後、関係課長等から職員給与費以外の項目について、資料に従い順次説明をお願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料18ページをお願いいたします。

職員給与費につきまして、一括して人事課から御説明いたします。

表の上段、一般管理費、説明欄、(1)職員給与費でございます。

本年度の当初予算は、昨年1月1日時点で在籍している職員の給与を基に計算してお

りますが、その後、人事異動等により職員数等に変動が生じていることから、当初予算と実際の給与費に違いが生じますので、補正をお願いするものでございます。

各課の職員給与費につきましても、同様でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

なお、人事課におきましては、職員数等の変動に加え、当課で各課分を一括計上しております新型コロナウイルス対策業務等に伴う管理職員特別勤務手当等が必要となったことなどもあり、1,200万円余の増額を計上させていただいております。

また、7月豪雨災害に伴う避難所支援等の時間外業務が、国負担である救助事務費の対象となりましたので、(2)時間外勤務手当等の財源更正を行っております。

職員給与費に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

10ページをお願いいたします。

2番目の防災総務費につきまして、330万円余の減額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

地震対応分の熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業につきまして、旧東海大学阿蘇キャンパスにあります震災ミュージアム中核拠点の管理運営等に要する経費の所要見込額の減額と、企業版ふるさと納税による寄附がございましたので、一般財源から寄附金へ財源更正を行うものでございます。

知事公室付は以上でございます。よろしくお願いたします。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

おめくりいただいて、資料の11ページをお願いいたします。

一般管理費につきまして、204万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

2の庁費につきまして、718万円余の減額補正をお願いしております。これは、知事、副知事を含みます秘書グループの職員旅費の500万円の減額、また、昨年4月に予定しておりました熊本地震復興ウィークの行事の一部を新型コロナウイルス感染症の影響で中止したことにより、218万円余を減額するものでございます。

続きまして、下段の繰越明許費の変更でございます。

『ONE PIECE』連携復興応援事業に要します経費のうち仲間の像の設置に要する4,713万円余の繰越しをお願いしております。これは、今年度設置予定でありました4体の像のうち3体の像の制作が新型コロナウイルスの影響を受け遅れましたため、関連する経費を含め繰越しを行うものでございます。

秘書グループは以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の12ページ上段をお願いします。

広報費として、5,039万円余を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、通常分として、(1)のウェブ活用広報事業につきましては、一般財源の財源更正を行うものでございます。

また、コロナ対策分として、(2)の新型コロナウイルス感染症に関する広報を臨機応変に行うための経費5,039万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、資料の12ページ下段をお願いします。

債務負担行為の変更でございます。広報関係業務と首都圏広報業務につきましては、さ

きの11月議会において、それぞれ6,746万円余と1,006万円余を限度額として、債務負担行為の設定を御承いただいたところです。

今回、上段の広報関係業務については、ラジオ広報につきまして年度内に契約を締結する必要がありますことから、この経費を加えた7,566万円余に限度額の変更をお願いするものです。

下段の首都圏広報業務については、東京・銀座熊本館のASOBI・Bar運営に関して、新年度当初から継続して実施する必要があるため、これに要する経費を加えた1,668万円余に限度額の変更をお願いするものです。

ページをおめくりいただいて、資料の13ページをお願いします。

繰越明許費についてでございます。

広報費につきまして、まず通常分として、復旧・復興首都圏等広報強化事業1,750万円を、次に地震対応分として、復旧・復興広報強化事業623万円余を、また、コロナ対策分として、新型コロナウイルス感染症に関する広報等に要する費用5,039万円余の繰越しをお願いしております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、広報制作に不測の日数を要し、年度内に完了しないおそれがあるため、やむを得ず繰越しを行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料14ページの上段をお願いします。

補正予算につきまして、商業総務費の右側説明欄をお願いいたします。

2、物産振興費のうち(1)から(4)までの事業は、いずれも事業の所要見込額の減額でございます。

(5)につきましては、コロナ禍におけるくまモンスクエアの管理運営経費として、指定

管理者への委託料559万円を増額を計上しております。合計では2,850万円余の減額補正となります。

次に、資料下段をお願いします。

次年度のくまもとプロモーション推進事業のうち、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興プロモーション事業を実施することとしておりまして、今年度から委託契約等の準備を行うために、限度額1,448万円を債務負担行為設定するものでございます。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の15ページをお願いします。

上段の一般管理費につきましては、741万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

2、危機管理対策費は、国民保護協議会の開催等に要する経費の所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の防災総務費につきましては、4,488万円余の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

主なものを御説明いたします。

2、防災対策費につきまして、(3)市町村派遣職員人件費負担金は、市町村からの派遣職員に対する人件費負担金で、今年度から新たに派遣されている職員2名の給与分を計上するものでございます。

(6)令和2年7月豪雨における他県からの応援職員短期派遣に係る負担金は、7月豪雨対応の応援のため他県から短期派遣された職員に係る経費の一部を負担するものでございます。

説明資料の16ページをお願いします。

(8)熊本地震デジタルアーカイブ事業は、7月豪雨対応等に伴う資料収集、デジタル化

等に要する経費の所要見込額の減によるものでございます。

また、国の交付金の交付決定、企業版ふるさと納税による寄附に伴い、一般財源を減額、国庫支出金を増額する財源更正を行うものでございます。

3、無線管理費につきましては、防災行政無線設備等の維持管理に要する経費の所要見込額の減により、113万円余の減額補正を行うものでございます。

4、防災情報システム整備事業費につきましては、統合型防災情報システム更新業務に要する経費の入札残等について、138万円余の減額補正を行うものでございます。

最後に、総務施設災害復旧費につきましては、150万円の減額補正をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

防災施設災害復旧費で、震度計の緊急点検及び設備復旧に要する経費の入札残等に伴う減額でございます。

危機管理防災課は以上でございます。

○城内人事課長 人事課でございます。

おめくりいただいて、18ページをお願いいたします。

上段の表の2行目、人事管理費でございますが、680万円の減額をお願いしております。

右側説明欄に記載のとおり、本年度はコロナや豪雨災害対応等のため、職員研修の一部を中止あるいは縮小しており、これに伴う所要見込額の減によるものでございます。

次に、下段の表、秘書事務の委託業務について、債務負担行為の追加をお願いしております。

副知事及び各部長の秘書事務委託業務は、令和元年度から3年度までの3か年契約を締結しておりますが、今年度新設された観光戦略部の令和3年度分について変更契約を行う

ため、債務負担行為の追加設定をお願いするものでございます。

人事課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

19ページをお願いいたします。

1段目の一般管理費のうち、説明欄の2の庁費ですが、7月豪雨分の派遣職員赴任旅費、帰任旅費の増額補正をお願いしております。

2段目の財政管理費ですが、53億円余の増額補正をお願いしております。

説明欄、5の県債管理基金積立金は、基金運用益確定に伴う増額及び地方財政法に基づく令和元年度からの繰越金確定に伴う法定積立金の増額補正でございます。

6の平成28年熊本地震復興基金積立金は、基金運用益の確定及び過年度分執行残等の基金への積み戻しによる増額補正でございます。

3段目の元金及び20ページにまたがりませんが、20ページ1段目の利子は、県債にかかる元金、利子及び公債管理特別会計への繰出金の最終見込額に応じた補正でございます。

2段目の公債諸費は、発行手数料の減等による補正でございます。

21ページをお願いいたします。

公債管理特別会計についてです。この特別会計は、市場公募債などの県債につきまして、その発行と償還等の経理を一般会計と区分するために設けているものでございます。

1段目の元金、2段目の利子及び3段目の公債諸費について、最終見込額に応じて補正を行うものでございます。

最後に、その下の債務負担行為の設定についてでございます。これは、起債管理システムの保守につきまして、年度内に契約を締結する必要がありますため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。よろしくお願
い申し上げます。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課で
ございます。

22ページをお願いいたします。

2段目の大学費につきまして、6,900万円
余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

いずれも熊本県立大学に対する交付金に関
するものでございます。

(1)の高等教育の修学支援制度に係る費用
負担は、低所得世帯の学生を対象に授業料等
を減免するものでございますが、対象人数が
当初の見込みより多かったこと等に伴う
2,700万円余の増額でございます。

(2)のグローバル人材育成・地域貢献推進
支援につきましては、新型コロナウイルスの
影響による国際交流事業等の縮減に伴う
1,200万円余の減額でございます。

(3)の新型コロナウイルス感染症対策支援
は、遠隔授業や学内の衛生環境の改善等の経
費に対し、国の地方創生臨時交付金を活用し
財政支援を行うもので、5,700万円余を計上
しております。

(4)は、熊本地震により被災した学生に対
する授業料減免に要する経費でございますが、
対象人数が当初の見込みより少なかった
ことに伴う200万円余の減額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願
いいたします。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございま
す。

23ページをお願いします。

総務厚生課は、補正額の総額がマイナスの
3,690万円余をお願いしております。

主なものは、中段の人事管理費、右側説明
欄のとおり、庶務事務システムの保守管理
経費入札残に伴う減額と、対象児童数の減に

よる児童手当の減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございま
す。

24ページをお願いします。

下段の財産管理費ですが、3,034万円の減
額補正及び財源更正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

1の財産管理費のうち火災共済金は、県有
財産が加入する火災共済事業から熊本地震に
係る災害見舞金等の収入がございましたの
で、一般財源から諸収入へ財源更正を行うも
のです。

地震対応分の派遣職員宿舍借上費は、他県
からの派遣者数が当初の見込みを下回ったた
めに減額するものでございます。

2の庁舎等管理費ですが、(1)の庁舎維持
補修費は、県庁舎の設備保全等の委託に係る
入札残等を減額するものです。

(2)及び(3)は、水保保健所に係るLED照
明導入及び庁舎等の改修について、いずれも
新型コロナ対策に係る現場対応等を優先する
ため、事業を延期することに伴う減額ござ
います。

3の財産利活用推進費ですが、FM推進県
有施設集約化事業について、一般財源から地
方債へ財源更正を行うものです。

25ページをお願いします。

債務負担行為の追加ですが、上段は地域振
興局の局長宿舍等、下段は他県からの派遣職
員宿舍等の借り上げに係る経費で、いずれも
年度内に契約する必要があるため、追加をお
願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願
いします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございま
す。

26ページをお願いします。

私学振興費として、13億300万円余の減額を計上しております。

右の説明欄をお願いします。

まず、通常分のうち増額分ですが、(1)私立高等学校等経常費助成費補助については、補助対象者数の増加に伴うものです。

(4)奨学のための給付金事業については、国の経済対策による補助単価の増額に伴うものです。

次に、減額分ですが、(2)私立高等学校等就学支援金事業、(3)私立学校施設安全ストック形成促進事業、(5)被災生徒授業料等減免補助事業及び(6)高校教育修学支援事業については、補助対象者数、対象校が当初の見込みより減少していることに伴うものです。

コロナ対応分の(7)私立学校再開等支援事業は、補助対象校数が当初の見込みより減少したことによるものです。

27ページをお願いします。

7月豪雨分の(8)高等学校等通学支援事業については、JR肥薩線の運休により通学が困難となった生徒のための通学支援を行うものですが、補助対象者数が当初の見込みより減少したことに伴い減額するものです。

4、国庫支出金返納金は、熊本地震で被災した施設の復旧を行う私立学校に対し、概算で支給していた国庫補助金について、工事完了後の精算に伴い返納が必要となることから、今回補正を行うものです。

下の欄をお願いします。

債務負担行為の追加をお願いするものです。

熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業は、各私立学校に専門家を派遣し、不登校やいじめなど様々な問題を抱える生徒等に助言等の支援を行うものです。4月から切れ目のない支援を行うために、債務負担行為の設定を行う必要があります。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

資料28ページをお願いいたします。

補正予算の主なものを御説明いたします。

3段目の自治振興費につきまして、15億3,900万円余の減額をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

まず、通常分の中で、(1)自治振興支援費は、権限移譲事務市町村交付金の交付額確定に伴う1,900万円余の減額でございます。

(2)の市町村自治宝くじ交付金は、宝くじ収益金の配分額確定に伴う2億4,800万円余の減額でございます。

次に、地震分としまして、(5)の平成28年熊本地震復興基金交付金でございます。市町村の執行の見込みを踏まえ12億8,700万円の減額でございます。

なお、減額した分は、来年度以降引き続き対象事業に活用してまいります。

1枚おめくりいただき、29ページをお願いいたします。

2段目の知事選挙費は、昨年3月執行の知事選挙経費の執行残1,700万円余の減額でございます。

続きまして、市町村振興資金貸付事業特別会計について御説明いたします。

市町村振興資金貸付金は、貸付事業の所要見込額の減に伴い、2億円余の減額をお願いするものです。

最後に、繰越明許費の追加について御説明いたします。

自治振興費、コロナ対策分、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金28億2,500万円の繰越明許費の追加です。これは、国の臨時交付金を財源に、市町村の各種の取組を支援するため事業を実施しておりますが、交付金の交付が年度内に完了しないこと、また、令和3年度においても、引き続き所要の市町村支援を予定していることから、繰越明許費の追加をお願いするものです。

市町村課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料30ページをお願いします。

1段目の防災総務費でございますが、右側の説明欄をお願いします。

2の防災対策費につきまして、529万円余の減額をお願いしております。これは、防災消防ヘリコプターの運航経費に係る所要見込額の減でございます。

次に、2段目の消防指導費でございますが、右側説明欄をお願いします。

2の消防費につきまして683万円余の減額をお願いしております。これは、(1)から(3)のそれぞれの事業につきまして、新型コロナウイルスの影響により操法大会や訓練、研修会等が中止になったことなどによる所要見込額の減でございます。

3の消防学校費につきましては、所要見込額の減による減額及び一般財源から地方債へ財源更正するものです。

続いて、31ページの上段をお願いします。

火薬ガス等取締費でございますが、それぞれ所要見込額の減による減額でございます。

次に、下段の債務負担行為の追加でございます。

防災消防ヘリコプターの運航に関するものでございますが、1段目の航空隊の宿舍借上げ、2段目のヘリの業務委託につきましてでございますが、いずれも新年度当初から切れ目なく対応できるよう、債務負担行為を設定するものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

補正予算の主なものを御説明いたします。資料32ページをお願いいたします。

税務総務費として、7億8,600万円余を計上しております。

右側説明欄の5、ふるさとくまもと応援寄附基金積立金につきましては、令和2年7月豪雨への支援等により、本県への寄附が当初の見込みを上回るため、基金に積み立てるための予算を増額するものです。

おめくりいただき、33ページをお願いいたします。

1段目の賦課徴収費として、2,800万円余の減額と財源更正を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

1、(1)の賦課徴収費につきましては、県税の賦課徴収に要する経費が当初の見込みを下回るため減額するものでございます。

2段目のゴルフ場利用税交付金から、34ページ6段目の法人事業税交付金までは、県に納付されました税収を基に、市町村への交付や他の都道府県との清算を行うものです。

33ページ最下段の地方消費税清算金と、34ページ最上段の地方消費税交付金については、地方消費税の税収が当初の見込みを下回るため、他の都道府県との清算金及び市町村への交付金を減額するものでございます。

34ページ、4段目の軽油引取税交付金については、政令指定都市に対する交付金額を再算定した結果、交付額が過少であり追加交付が必要となったことから増額するものでございます。

34ページの下段は、債務負担行為の設定でございます。市町村税である軽自動車税環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととされており、業務委託を行っております。次年度の業務につきまして、年度当初から業務を実施するために、今年度中に業者との契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の62ページをお願いします。

工事請負契約の締結について御説明いたします。

熊本県防災センター防災情報通信設備工事に係る請負契約の締結でございます。

内容は、資料63ページの工事請負契約の締結の概要で御説明させていただきます。資料の63ページをお願いします。

3番、設備整備の理由等でございますが、本工事は災害時の情報収集や情報伝達を確実かつ円滑に行えるよう、新たに整備する県央広域本部・防災センターの合築庁舎(仮称)に防災情報通信設備を整備するものでございます。

1番、議案の概要でございますが、工事名は熊本県防災センター防災情報通信設備工事でございます。

工事の概要は、新防災センター整備に係る電気通信設備工事で、具体的には資料中段の2、工事の主な内容に記載しておりますが、防災行政無線設備、防災情報ネットワークシステム等の整備を行うものでございます。

工期は、契約締結の日の翌日から令和5年3月24日までです。

契約金額は、21億5,600万円で、契約の相手方は日本無線・SYSKEN・電盛社特定建設工事の3社による共同企業体でございます。

契約の方法は、一般競争入札総合評価方式でございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料の64ページをお願いいたします。

第98号議案は、熊本県税条例の一部改正に係る専決処分につきまして御報告を行い、承

認をお願いするものでございます。

資料65ページの条例の概要で御説明申し上げます。

1、条例改正の趣旨ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正による地方税法の一部改正に伴いまして、県税条例における新型コロナウイルス感染症の定義について規定の整理を行うものでございます。

改正法が令和3年2月3日公布、13日施行であったことから、地方税法と県税条例の内容にそごが生じないよう、2月5日に専決処分を行い、13日に施行したところでございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いをしたいと思います。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきたいと思います。

また、本日は先議の委員会でもありますので、付託議案を中心にできるだけ簡潔に質疑応答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○高島和男委員 12ページでございます。広報グループ、広報費で5,000万円余ということで、コロナ対策分の件でお尋ねをしたいと思うんですけども、コロナが約1年経過しまして、広報というのが非常にやっぱり大事だと思っております。

第1波、第2波、第3波ということで、それぞれそのときそのとき局面に応じて伝える内容というのも異なってくるかと思えます。

内容であったり優先度はもちろんでございますが、先ほど課長が御説明の中で、臨機応変にやっていくんだというようなお話もございました。

今回の5,000万、今までと違ったものももしもあるのであれば、今後はこういった形で広報に、活動に取り組んでいきたいというのがもしあれば、お伝えをいただきたい、教えていただきたいと思っております。

○本田広報グループ課長 高島委員の今の御質問についてでございます。今年度におきましても、これまでに行っておりませんでした広報媒体などを活用して、いろんな形で皆様に御周知できるように努めてまいりました。

例えば、SNS広告ということで、スマホをお持ちの方、フェイスブックなど御利用の方にダイレクトに感染予防について、また、当方のホームページにダイレクトにつながっていただくような広告を出したりとか、このようなことは今までできなかった試みでございました。

また、街頭でのビジョンとかでもスポットを流ささせていただいたりとかしておりますので、今本当にいろんな媒体の新たな手法がございますので、そういったものも駆使しながら行ってまいりたいと思っております。

また、臨機応変ということで、ずっとこれから先もフェーズが変わっていくと、いろんな広報のやり方、いろんな内容のお伝えの仕方が出てくるかと思っておりますので、今これから新しいもの、具体的なものはございませんけれども、今活用しておりますものをフルに活用して、また新しい手法がありましたら、それも取り入れて皆様にいち早く情報をお伝えできるように努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○高島和男委員 はい、ありがとうございます。

SNS、街頭というようなこともございましたけれども、これからワクチンの接種が始まるということで、高齢者の皆さん方というのが、非常にやっぱり情報に対して、先ほどのSNS、街頭ということになると、ある程度、やっぱり年齢が若いというか、そういった方々には届くと思うんですけども、高齢者の皆さん方にいち早く、ああ、なるほどなというような情報の届け方というものが、もしも現時点で考えていらっしゃる、こういうことを考えているというものがあれば教えてください。

○本田広報グループ課長 高齢者の方を中心としてよく御覧いただけているものとするれば、新聞への全面的な広告など、そういったものは、情報量も多うございますので、その中で御説明ができるかなというところで、これは多く活用していきたいというところでございます。

ただ、一方で、原稿作成等で数日の時間をどうしても要しますので、今本当に計画が目まぐるしく変わっている中でタイムリーにお伝えするということが大変難しいなということは思っておりますので、接種の時期ですとか具体的な計画は市町村さんのほうにもなりますものですから、そちらとも連携を取りながら、いろんな形で本当もうお伝えしていくしかございませんので、方法を探って皆さんに広く御周知をできたらなど、努力してまいりたいと思っております。

○高島和男委員 ますます広報の重要性というのが増してくるかと思っておりますので、繰り返しですが、臨機応変よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 26ページの私学振興費でお尋ねします。

(2)と(6)ですけれども、補助対象者の減による見込額の減ということで減額されていますが、大体どれくらいの人数を想定していたのかなということと、この対象人数が減った原因というのは、何か把握をされているかお尋ねしたいと思います。

○市川私学振興課長 まず、私立高等学校等就学支援金事業ですが、こちらのほうは当初、どっちかという和多めに予算のほうを取っていきまして、今回この分で約1,000人が、人数が減っております。

それと高等教育修学支援事業、こちらのほうは今年始まった事業なんですけど、当初、積算の仕方を、ほかの場合は通常3年分ぐらいを見ながら、今年はこのくらいかなという形で積算していますが、高等教育修学支援事業に関しては今年始まった事業で、文科省からこういう積算をというところで基準が出まして、それでやっておりました。

その結果、予定よりもちょっと少なかったと。600人ぐらい人数が減っております。

○西聖一委員 修学支援ですから、家庭経済が苦しい人が対象になってくると思うんですけども、よく聞く話が、年度途中では家計の減額、特に今年はコロナでずっと家庭の収入が落ちた方が多いと思うんですけども、途中の所得証明がなかなか出しにくいから受けにくいという話もお聞きするんですけども、それとはどういう——影響はなかったのかお尋ねしたいと思います。

○市川私学振興課長 私学振興課です。

今回、特にコロナで家計急変とかが出るであろうということは想定されておりましたので、随時、私どものほうで、例えば学校宛て

とか、学校から保護者宛てとか、うちのホームページを使ったりとか、こういう場面が来たら、こういう補助金、助成がありますよという通知を必ずやるようにやっております、それも見やすいような形でやっております、対象になったのにもらえなかったというのがないような対応をしております。

あと、期間に対しても随時ずっと受け付けていけるような形でやっておりますので、周知を徹底してやりまして、漏れがないような形でやらせていただいております。

○西聖一委員 分かりました。よろしくまたお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 先ほどの高島先生の関連で、新型コロナウイルス関連広報事業の12ページなんですけれども、フェイスブック等で広告を出されたということなんですけれども、クリック率とか、どれぐらいの方がそのリンクから県のホームページとか飛ばれるか分からないですか。

○本田広報グループ課長 すみません、それが今回の緊急事態宣言のときのございまして、まだ手元に集計値が来ておりませんので、すみません、こちらではお答えできないところのございます。すみません。

○荒川知章委員 分かりました。大丈夫です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをしますので、しばらくお待ちください。

（説明員の入替え）

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の議案を議題とし、これについて審査を行います。

担当課長から順次説明をお願いしますが、効率よく進めるために、説明は着座のまま簡潔をお願いします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

予算説明資料の36ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、総額で1億2,000万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄で、主なものを説明いたします。

まず、2の企画推進費、(2)の「熊本版」官民協働海外留学支援事業でございますが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により留学生の募集を中止したことなどにより、800万円余を減額するものでございます。

(3)のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、県内企業等に就職する若者への赴任費用支援などの経費について、所要見込みにより700万円余を減額するものでございます。

(4)のタクシーを活用したデリバリーサービス促進事業は、タクシーが飲食店の料理をデリバリーする代金に対して補助する経費でございますが、所要見込みにより2,800万円余を減額するものでございます。

37ページをお願いいたします。

4のふるさとくまもと応援寄附基金積立金は、今年度から受入れを開始し、御寄附を頂きました企業版ふるさと納税を来年度以降も活用できるよう、新たに基金に積み立てるものでございます。

次に、債務負担行為の追加でございます。

上段の東京事務所職員宿舎等賃借は、職員

宿舎の借り上げ、それから都道府県会館の管理料等に係るものでございます。

下段の銀座熊本館運營業務は、県産品展示やPRのための委託に係るもので、いずれも今年度内に契約を締結する必要があるため、お願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の38ページをお願いいたします。

委託統計費につきまして、5,400万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、国の各省から委託を受けて毎年度実施いたします委託統計費經常分と、5年に一度実施いたします国勢調査等周期分の調査に係る国庫委託金の減額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

資料39ページをお願いします。

計画調査費につきまして、4,800万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1の開発促進費でございます。

(2)「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、津奈木町の事業見直し等による所要見込額の減により、6,200万円余を減額するものでございます。

次に、2の企画推進費の通常分、(1)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、補助金等の所要見込額の減により3,300万円余を減額するものでございます。

(2)移住定住促進事業につきましては、市町村が支給する移住支援事業費補助金などの

所要見込額の減により、1億2,900万円余を減額するものでございます。

また、コロナ対策分の(5)地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、長引くコロナの影響を受け、停滞している地域づくり活動を支援するため、地域団体等による新しい生活様式に対応した自主的な地域づくりに対する助成等として1億8,900万円余の増額をお願いするものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

41ページ上段、債務負担行為でございませぬ。

御所浦地域活性化推進事業でございますが、御所浦地域における地域おこし協力隊活動支援に要する経費について、年度内に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、資料下段の繰越明許費でございませぬ。

阿蘇草原再生事業につきましては、天候の影響により野焼きが翌年度にずれ込む可能性があり、1,000万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、万日山緑地公園管理運営費につきましては、万日山緑地公園内の工事に係る風致法の手続等に時間を要したことから、年度内の事業完了が困難となり、180万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございませぬ。

次の立野・黒川地区地域再生等支援事業につきましては、南阿蘇村立野・黒川地域の創造的復興に向けた遊歩道の整備を行っておりますが、国道57号の道路区域内にあり、国との調整などに時間を要したことから、年度内の完成が困難となったため2,500万円を追加し、全体で3,200万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

最後に、地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、コロナ対策分として今回の補正予算に増額計上いたしましたが、年度内の

事業完了が見込めないことから、1億8,900万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

資料の42ページをお願いします。

計画調査費について、1億6,000万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。主なものを御説明いたします。

1の文化企画推進費でございます。このうち通常分でございますが、(1)の世界文化遺産登録推進事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業内容の変更による所要見込額の減により、1,000万円余を減額するものでございます。

(4)のくまもと文化魅力発信事業は、感染症拡大に伴い、東京オリンピック・パラリンピックに合わせて実施予定であったくまもと文化プログラム支援事業の事業中止による所要見込額の減により、1,200万円余を減額するものでございます。

また、コロナ対策分でございますが、(6)の文化事業新型コロナウイルス対策助成事業につきましては、感染症対策等を講じて実施する文化芸術活動に対し、対策に要する経費への補助を令和3年度まで継続することに伴い、800万円を増額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

次に、2の県立劇場費でございます。

このうち通常分としまして、(1)の県立劇場施設整備費につきましては、県立劇場保全計画に基づき、今年度実施しました改修工事に要する経費の入札減により、1億1,400万円余を減額するものでございます。

(2)の県立劇場管理運営事業につきましては、ただいま御説明しました改修工事による

休館及び感染症拡大による指定管理者の事業縮小に伴う管理運営委託費の減により、3,150万円余を減額するものでございます。

また、コロナ対策分でございますが、(3)の県立劇場施設整備費につきましては、県立劇場和室等の空調設備の改修に要する経費として、1,400万円余を計上するものでございます。

続きまして、44ページをお願いします。繰越明許費でございます。

1つは、上段、文化事業新型コロナウイルス対策助成事業について、800万円の翌年度への繰越しを設定しております。これは、先ほど御説明しましたとおり、コロナ対策分として今回の補正予算に増額計上しておりますが、令和3年度に継続して補助を行うことを目的としており、今年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、その下の段、県立劇場施設整備費につきましては、1,400万円余の翌年度への繰越しを設定しております。これは、コロナ対策分として先ほど御説明しましたとおりですが、国の補正予算に対応して実施するもので、年度内の事業完了が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

計画調査費について、4,000万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

まず、1の川辺川総合対策費でございます。

五木村振興交付金交付事業については、事業実施いたします五木村に対する助成の所要

見込額の減により、1億5,800万円余を減額するものです。

2の五木村振興基金積立金につきましては、新たな流水型ダムを前提とした五木村の振興を支えるため、五木村振興基金の元金に2億円を新たに積み増しするものです。5年間で総額10億円を積み増しさせていただきたいと考えております。また、積み増し前の基金の運用利息に伴い積立金を増額するものです。

3の球磨川水系防災減災基金積立金につきましては、当該基金条例を令和2年9月定例会において、球磨川流域復興基金条例へ改正を行い、球磨川流域復興局が所管することとなったことから、当課での運用利息積立金を全額減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の46ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、8,100万円余の減額をお願いしております。

主なものについて御説明させていただきます。

1の交通整備促進費の(2)地方公共交通鉄道対策事業につきましては、鉄道事業者が行う安全輸送設備の整備に要する経費の所要見込みの減により、800万円余を減額しております。

次に、(6)の公共交通応援事業につきましては、コロナ禍において事業継続に取り組まれた交通事業者への支援に要する経費の確定に伴う3,100万円余の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2の空港整備促進費でございます。

(1)の天草空港運航支援対策事業につきましては、天草エアライン株式会社の運航支援等に要する経費の所要見込みの減により、

3,400万円余の減額をしております。

続きまして、(5)の阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業としまして、コロナ禍から反転攻勢に向けたチャーター便造成支援に要する経費600万円余を計上しております。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、2,000万円余の増額をお願いしております。

豊肥本線災害復旧支援事業としまして、災害復旧を行うJR九州に対する県補助金の所要見込みの増によるものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

1項目めの、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業の4,200万円につきましては、昨年12月に開催しました第1回空港アクセス検討委員会において、今年度の調査事業に加えて、鉄道の運賃や乗換時間の変化など、様々な感度分析を行う必要があるという御指摘を受けまして事業着手を行いました。が、本年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

なお、5月下旬には調査を完了する予定です。

次の阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業の600万円余につきましては、先ほど御説明いたしました、阿蘇くまもと空港におけるチャーター便造成支援に関する経費でございます。

チャーター便の造成につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、空港の運営会社や航空会社、旅行会社等と関係機関と協議、調整を行い実施する必要があり、本年度中の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、最後の豊肥本線災害復旧支援事業の5億7,900万円余につきましては、豊肥本線は昨年8月に全線運行再開をしたとこ

ろでございますが、運行再開後におきましても、JRの所有地と民地の境界確定のためのくい打ち工事、こちらを並行して実施しております。この残工事につきまして本年度の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎葉情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の49ページをお願いします。

人事管理費でございますが、5,600万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、コロナ対策分でございますが、職員のテレワーク環境整備に要する経費の入札残により減額するものでございます。

次に、通常分でございます。

主な内訳としまして、パソコン調達、保守に係る入札残、各種情報システム管理運営に係る所要見込額の減及び働き方改革等の推進に係る経費で、コロナ対策等に伴いまして事業内容を変更したことによります執行残となったものの減額及び市町村からの派遣職員人件費に関する負担金でございます。

次に、50ページをお願いします。

計画調査費でございます。3,000万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

主な内訳としまして、熊本県総合行政ネットワークの保守、管理運営に係る入札残及び社会保障・税番号制度に係るシステムの保守、改修に係る入札残、国庫支出金の変更に伴う財源更正及びマイナンバーカードを活用した消費活性化策の広報に要する経費の増額を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

資料の51ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、2,000万円余を減額するものです。

右側の説明欄をお願いいたします。

まず、1の企画推進費です。

球磨川流域復興局運営費でございますが、調査委託費等の所要見込額の減により、2,200万円余を減額するものでございます。

2の球磨川流域復興基金積立金につきましては、運用利息の確定に伴う積立金を増額するものです。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○村上会計課長 会計課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

まず、2段目の会計管理費でございますが、キャッシュレス収納導入に伴います総合財務会計システム改修等費用といたしまして、5,887万3,000円の増額をお願いしております。これは、現在、手数料等の納入通知書による収納は、金融機関の窓口またはページと言われるインターネットバンキングによる収納のみとなっているため、県民の利便性の向上、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、スマホ決済によるキャッシュレス収納及びコンビニ収納を新たに導入することに伴い、システムを改修するものでございます。

次に、3段目の利子でございますが、500万円の減額をお願いしております。これは、資料の説明欄に記載のとおり、県の支払い資金が不足した場合に、指定金融機関から当座借り越しにより借り入れる一時借入金の利子が当初予算額を下回る見込みですので、減額を行うものでございます。

次に、資料54ページをお願いいたします。

上段の債務負担行為でございます。

会計事務補助委託業務でございますが、年度末から出納整理期間に集中する支払い等一連の会計事務を迅速、的確に処理するため、会計審査業務の一部を業務委託をするものでございます。

令和3年度も年度当初から業務を委託する必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、下段の繰越明許費でございますが、先ほど説明いたしました総合財務会計システム管理事業のシステム改修に時間を要するため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しをお願いするものです。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の55ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましての変更でございます。

事項欄の4業種につきましては、全庁的に共通する業務としまして、当課で一括して設定をお願いしております。

今回は、令和3年4月1日から引き続き業務を実施するため、年度末までに契約を行っておくことが必要なものにつきまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、県有施設等管理業務につきましては、振興局庁舎の清掃や設備機器の保守点検など401件の業務委託の追加で、限度額40億3,300万円余になります。

次の給食業務、特別支援学校給食業務委託など2件の追加で、限度額1億2,700万円余になります。

次のページの情報処理関連業務につきましては、県税システムの維持管理や電算処理業務委託など、情報システムの運営管理等に係る202件の業務委託の追加で、限度額34億600

万円余になります。

最後に、事務機器等賃借につきましては、事務機器や設備、システムのリース計145件の追加で、限度額55億8,300万円余になります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○工藤公務員課長 人事委員会事務局でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

表の上段の委員会費につきましては、委員会の活動実績を踏まえまして、委員報酬を減額するものでございます。

次に、下段の債務負担行為の設定につきましては、職員等採用試験案内の作成業務についてお願いしております。これは、令和3年度に実施します採用試験の試験案内を年度当初に作成し配布する必要がございますので、86万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○林田監査監 監査委員事務局でございます。

資料の59ページをお願いします。

上段の委員費でございますが、監査委員報酬につきまして所要見込額の確定に伴う減額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横尾議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

上段の議会費でございますが、4,400万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の議会運営費ですが、議員旅費等がコロナウイルス感染症拡大の影響により、4,100

万円余の減となったことによるものでございます。

次に、下段の事務局費でございますが、700万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

2の運営費ですが、職員旅費等が600万円余の減及びコロナ対策分として委員会映像インターネット配信経費につきましては、来年度当初予算に計上することを検討しておりますが、国のコロナ臨時交付金を財源とするため、その経費400万円余を今年度に前倒して計上することに伴うものでございます。

おめくりいただきまして、61ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

コロナ対策分としておりますが、内容は先ほど説明いたしました委員会映像インターネット配信経費400万円余でありまして、契約手続等の関係で本年度中の完了が困難であるため、新たに繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきたいと思います。

また、本日は先議の委員会でありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 47ページの阿蘇くまもと空港創造的復興推進事業に関してですが、チャ

ーター便造成支援というのは、具体的にはどうということなんでしょうか。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

チャーター便の造成支援事業につきましては、エアラインが基本的には、我々としても定期便を導入をしていただくということをもちろん目標にしているんですが、いきなり定期便を導入するというのは、エアライン各社にとってもなかなか難しいところでございます。

そこで、エアラインもまずはそのチャーター便といいまして、定期便ではないんですが、こういった便を造成することによって、どれだけ集客があるかというものを確認しながら、最終的には定期便に格上げするというような動きをしますので、そういったそのチャーター便の造成に対して一定程度、県として支援をさせていただく、そういった内容になります。

以上です。

○山本伸裕委員 支援というのは、空港の運営管理会社に対しての支援ということなんでしょうか。どこに対する支援ですか。

○小川交通政策課長 交通政策課です。

そこについては、基本的にはその空港会社に対して支援をしまして、実際その空港会社のほうからですね——失礼しました。阿蘇くまもと空港の株式会社ですね、こちらに支援をしまして、で、くまもと空港株式会社のほうから、航空会社ですね、こちらのほうに1便当たりの、例えば幾らですとか、これは例ですけども、そういった支援をすることは一つイメージとしては考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 今回これが補正で計上され

ているわけですけども、それがコロナ対策というのが、ちょっと私は少し違和感を感じるんですけどもね。今やっぱりインバウンドがなかなか見通しを示されないような状況の中で、従来のインバウンド拡張の方針のままこれを、例えばチャーター便造成というような方向でやっていくのか、ある程度ちょっと先の方向性なんかについても再検討しながら進めていくのか、そういった点についてはどうですかね。

○小川交通政策課長 交通政策課です。

今回のこのチャーター便造成の事業につきましては、海外の便ではなくて国内便のチャーター造成を考えておりますので、今の状況を見ながら、まずはその国内便について支援をしていきたいなと考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 今の件は分かりました。

もう1点お尋ねしたいんですけども、50ページの個人番号カード利用環境整備事業ですね。これは、なかなか今マイナンバーカードの申請自体が進んでないというふうに思うんですけども、この活性化策の広報等というのは、具体的にはどういったことをやっていくということなんでしょうか。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

こちらの事業につきましては、いわゆるマイナンバーカードを交付申請いただいた後に、いわゆる消費活性化策としまして、マイナポイントというポイントを付与するというような仕組みの事業になっております。

で、2万円をチャージした場合に、5,000円を上限に2万5,000円分のお金を国のほうから付与するという仕組みになっておりまして、現在、県のほうでは広報の事業をメインに展開しておりまして、新聞紙5紙に、いわ

ゆるマイナカードの交付、いわゆる交付申請をしてくださいという話と、今回のマイナポイント事業という消費活性化策がありますというふうな広報をしてきております。

今回、国のほうで補正のほうがございましてマイナンバーカードの事業内容のほうで、これまでは3月までの手続をした人が対象ということだったんですけれども、3月までにマイナンバーカードの交付申請をした人が対象ということになりまして、その方につきましては来年の9月まで利用できるというような形の事業内容の変更がございましたので、その分につきまして改めて広報をするという形で、新聞紙などの広報を中心に県のほうでは広報を進めておりますし、市町村のほうでも窓口等での広報を御協力いただいているところでございます。

○山本伸裕委員 分かりました。

まあポイントを付与するということですが、何でもそのカードの普及が進まないのかというのは、やっぱり個人情報の漏えいであるとか、そういった点について不安があるから、やっぱり申請しないという面はあると思うんですよ。だから、やっぱりそういったところについては、やっぱり対策をですね、対策といいますか、マイナンバーカードを単に普及を図るというようなことだけではなくて、どうやってその個人情報を守っていくのかというようなところについても、やっぱりしっかり検討した上で進めていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、それはいかがですか。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

山本委員おっしゃるとおりかと思っております。

今マイナンバーカードにつきましては、国のほうでもしっかりとした、いわゆる個人情報

報漏えい対策等につきましても、しっかり議論がされているところでございますので、県のほうにおきましても、そういった国の動きを踏まえながら、しっかりと対策を取っていききたいというふうに思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 36ページの企画課の計画調査費の中の(4)のタクシーを利用したデリバリーサービスということで、2,800万円余の減額ということでございますけれども、最近、私どももテレビ等々でやっぱり飲食店の料理を運ぶ自転車であったり、あるいはバイクというものをよく目にするわけですが、やっぱりそちらのほうが、何とか需要が多いということでの、こういう結果になったということなんでしょうか。そこいら、もう少し詳しく教えてください。

○阪本企画課長 企画課でございます。

もともとこの事業は、タクシーで飲食物を運ぶということは基本的にできないんですけれども、国のほうはコロナ禍ということで、9月末まで特例措置として認められていたので、その期間を飲食店のデリバリーをすることで、タクシーを使ってデリバリーしていただくということで、売上増にもつなげようということで始めたものでございますが、9月末までとしましたけれども、同時に新たな生活スタイルの導入ということで、キャッシュレスをにらんで、アプリの導入等も視野に入れておりました。

そうした部分の準備がちょっと遅れたということもありますし、あと7月豪雨の関係でタクシーの需要が一時的に伸びたと、需要が高まったというような状況もございまして、実質稼働が少し遅れたというようなこともあって、減額ということに、主な理由としてはなっております。ただ9月くらいから、委員

おっしゃいましたとおり、民間での事業者のほうでの動きが出てまいりましたので、その事業につきましては、もう当初の予定どおり9月末で終了ということで、あとは民間のほうの動きを見ていきたいというふうに考えて、終了させたところでございます。

○高島和男委員 ざっくり、じゃあ大体どのくらいの需要があったんでしょうかね。

○阪本企画課長 件数の実績でいきますと、180件ほどでございました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第13号、第20号から第23号まで、第27号、第97号、第98号及び第100号について一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 はい、どの議案に。

○山本伸裕委員 第1号については、挙手での採決をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありましたので、議案第1号について挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第10号外9件について採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。よって、第10号外9件は原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございませう。

熊本県地域公共交通計画及び路線バス事業者の共同経営についてを御覧ください。別冊の資料になっております。

前回の委員会におきまして、県の地域公共交通計画の骨子について報告をいたしました。その際にいただいた御意見やその後の関係者との協議等を踏まえまして、このたび計画の素案を取りまとめましたので、その内容を報告させていただきます。

また、関連して、県内の路線バス事業者5社が、今年4月から実施を予定しております共同経営の取組内容についても御報告いたします。

この取組は、地域公共交通計画においても具体的な施策の一つとして位置づけておりまして、仮に実施されれば全国初の取組となる見込みです。

なお、共同経営実施には独占禁止法の特例法に基づき、国土交通大臣の認可が必要となります。4月から実施をするためには、国の審査の都合上3月初旬に申請を行う必要があります。さらに、申請に当たっては、この県の地域公共交通計画が策定されていることも必須であるため、今回、先議の委員会の場で御報告させていただくことといたしました。

それでは、簡潔に内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、前回報告しました内容のとおりでございます。県内全域で、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を構築していくことを目的に、県の地域公共交通計画を策定いたします。

なお、本県が県全域を区域とする交通計画を策定するのは、今回が初めてとなります。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

5 番、計画の基本的な方針、6、計画の目標、7、目標を達成するための施策・事業について記載をしております。

6 番の計画の目標につきましては、達成状況評価のため、路線バス、鉄道の年間輸送人員、収支率等の数値目標を設定しております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

本県における幹線公共交通ネットワークの考え方としまして、主にネットワークの骨格を担う鉄軌道とバスにつきまして、その役割と維持、確保の方針を示したものになります。

特に路線バスにつきましては、各路線の利用状況に応じて、維持、確保の方針を3つに分類をし、それぞれ国、県、市町村の連携、役割分担の下、維持、確保を図っていくこととしております。

また、その下ですが、コミュニティー交通の充実に向けた指針としまして、コミュニティー交通施策の実施主体である市町村における課題等を踏まえて、今後の施策の方向性を示しております。県としても、指針に沿った取組への支援を検討してまいりたいと考えております。

以上が、熊本県地域公共交通計画の素案の概要となっております。

続きまして、バスの共同経営の内容について御説明をさせていただきます。

資料は、続きまして4 ページとなります。

本年4月に予定している共同経営の取組の第1弾としまして、複数のバス事業者が重複して運行している路線の最適化が実施されます。

具体的には、こちらに記載しております4 方面の路線となっております。

これらの路線につきまして、事業者間でのサービスの調整によって、効率性と利便性の向上が図られ、年間約3,000万円の収支改善が見込まれております。

また、運転士やバス車両の効率化により生まれる余剰につきましては、ほかの路線の維持や拡充に充てられるとのこととです。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

重複区間の最適化に関する基本的な考え方でございます。

まずは、左側にありますように、例えばですが、A社とB社が重複していることで、非効率な運行となっている路線につきまして、路線の移譲を行うとともに、需給のバランスを整えて効率化を図ります。

また、資料の右側ですが、併せて待ち時間の平準化による利便性の維持、向上を図ります。

例えば、現状のバス時刻のように、立て続けにバスが来た後、少し間が空いて、バスが来ないというような、こういった時刻表の路線につきまして、右の変更後のように、どの便も同じぐらいの待ち時間となるようなダイヤに調整することで、利用者の利便性を向上させようというものになります。

最後に、6 ページをお願いいたします。

共同経営の今後の展開ですが、バス事業者では今回の取組を皮切りに、来年度「バス・電車100円の日」、また、まちなかループバスの運行に取り組むほか、利便性を向上させる新しい運賃割引制度のサービス導入や、いわゆる電車通りでの調整等へと、共同経営の取

組を拡充をしていく考えです。

県としましても、引き続き事業者や熊本市等と連携して、こういった取組を推進してまいりたいと考えております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 共同経営というようなことについては、大変厳しい状況の中で、一応そういう方向についての検討というのはやむを得ないのかなというふうに思いますが、この地域公共交通計画の考え方において、SDGsの目標の中に、2030年までに、女性、子供、障害のある人、お年寄りなど弱い立場にある人々が必要としているということをよく考えて、公共の交通手段を広げる必要があるんだと、安い値段で安全に持続可能な交通手段を使えるようにするという目標があるんですけども、このSDGsの目標は反映されているのでしょうか。

○小川交通政策課長 交通政策課です。

ただいま委員の御指摘がありました、いわゆるその配慮を要する方々の利便性の向上という点になるかと思えます。

先日この公共交通会議を議論をしている協議会の方でも、メンバーの方でそういった団体の方に委員として参画をしていただいております。やっぱりそういった、例えば車椅子の方が利用しやすいようなバスの導入ですとか、こういった点についても御意見をいただいております。

計画の中には、明確に目標等としては記載をしているところではございませんが、当然その場でもバスの事業者の方から、そういったノンステップバスですとか使いやすいバス

車両の導入ですとか、そこについても御発言をいただいておりますので、利用しやすいような環境というものは引き続き整備していきたいと考えております。

以上です。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

国交省がアンケートを実施して、今住んでいる居住地において、将来における不安は何かということで、非常に多かった、特に40代、70代で多かったのが、公共交通への不安なんですね。将来、高齢になって、年を取って車が運転できぬようになったときに、公共交通はちゃんと大丈夫なのかと。特にやっぱり心配なのが、路線バスなんですよ。路線バスの確保というのが非常に大事、特にやっぱりこの過疎の地域で、車がないと生活できないというような人たちにとっては、車に乗れなくなったときの公共交通というのは非常に重要だと思うので、ちょっと私調べてみたら、国の公共交通確保維持改善事業というのがあって、2014年、15年に比べて予算額で、国の予算ですけれども、100億ぐらい減っているんですよ。だから、やっぱりしっかり地域に対して公共交通の維持、拡充のために、国に対しても予算の手当てとこのを求めていくようなことも含めて、県でしっかり対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 はい。ありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、本定例会においては3月に後議分の委員会もございまして、本日は急を要する案件についてのみ質疑をお願いします。

また、出席職員も限定しておりますので、その場でお答えできない内容については、後日回答させていただきます。

委員の皆さん方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 はい。

最後に、陳情書等が3件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第8回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長